
令和2年第10回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年9月24日（木）第10回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 田島正男
4番 竹澤靖	5番 星野哲朗	6番 川田武雄
7番 萩原俊彦	8番 吉高神勇	9番 廣田和世
10番 奈良茂男	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 安生芳子	14番 鈴木克男	15番 神山卓也
16番 廣瀬博	17番 大森用子	18番 青木正好

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主任主事 星野昭彦	主事 山内千明

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書4ページ2番の件について、都計法該当号の欄に「第29条第1項」の記載が漏れていたため、記入するよう依頼した。

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第10回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。
3番 田島正男 委員、11番 江俣伸一 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いた

します。今回は、売買6件、贈与2件の計8件の許可申請が提出されました。別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、玉田町の件についてです。豊田会長に代わりまして報告します。去る9月18日に、私と田野井推進委員、駒場局長、福田係長、山内主事で●●さんの新規就農の面接を行いました。20年ほど、叔父で譲渡人である●●さんの農作業、水稻栽培の手伝いをしてきたそうです。●●さんが高齢となり、農業ができなくなったため、甥の●●さんに譲ることになりました。奥さんの理解も得ており、本人も意欲的であります。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎竹澤靖委員 2番、板荷です。もともとは杉の木が生えていましたが、伐採、伐根、整地をして、現在は畑になっています。獣害対策の柵も近くに張り巡らされています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎荻原俊彦委員 3番の上久我は、先月、空き家に付属する農地として指定を受けた農地です。9月18日に、私と大橋推進委員、駒場局長、福田係長、山内主事で、代理人の●●行政書士と●●さん同席のもと、●●さんの新規就農の面接を行いました。●●さんは、現在は埼玉県に住んでおりますが、田舎暮らしに憧れており、また両親の出身が粕尾だったことから、上久我の空き家に移住を決めたそうです。農地では果樹の栽培を行うということです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎安生芳子委員 4番、茂呂の売買は、白桑田の●●さんが経営規模の拡大をするものです。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎鈴木克男委員 5番、磯町の件は、構造改善前から、●●さんが、●●さんから農地を借りて水稻栽培をしているところです。●●さんと●●さんの農地が隣り合っていて、畦をとっていないので、外から見ると1筆にみえます。親戚関係で、今回贈与ということになったようです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎神山卓也委員 6番、口栗野です。●●さんは、認定農業者であり、幅広い農業経営を行っています。問題ありません。7番、中栗野の件は、息子の●●さんが、父親が亡くなった時に相続した農地を、実際耕作している母親の●●さんに戻したいということです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎廣瀬博委員 8番、下粕尾の農地は、ずっと酪農家に貸していたのですが、廃業してしまい、耕作放棄地状態になっていたところでした。遠縁の●●さんがきれいにしてくれたのをきっかけに、買ってもらえないかと持ち掛けられ、●●さんが買い受けすることになったそうです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から8番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第2号、1番、武子における●●さん申請の農業用施設（農機具収納庫及び選果場）への転用については、東と北を宅地、西を畑と宅地、南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、農業振興地域計画の用途区分変更を行い、農業用施設として使用されるものであります。2番、酒野谷における●●さん申請の農業用施設（出荷調整販売施設）及びトイレへの転用については、東と南を田、西を水路、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、農業振興地域計画の用途区分変更を行い、農業用施設として使用されるものであります。3番、加園における●●さん申請の農業用施設（農機具収納庫）及び農作業場への転用については、東と西と南を道路、北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、農業振興地域計画の用途区分変更を行い、農業用施設として使用されるものであります。なお、本案件は既に同目的として利用されていることから始末書付きとなっております。4番、中粕尾における●●さん申請の農家住宅のための転用については、東と南と北を道路、西を田に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（江俣伸一委員）さる9月17日に、私と田島委員、駒場局長、福田係長、星野主任主事で現地調査を行いました。農地法第4条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、武子の農業用施設、農機具収納庫及び選果場への転用については、周囲の状況から問題ないと見てきました。2番、酒野谷の農業用施設、出荷調整販売施設及びトイレへの転用も、周囲の状況から問題ないと見てきました。3番、加園の農業用施設、農機具収納庫及び農作業場への転用は、すでに長年使用されており、一部修繕をして、また使用するという事です。周囲の状況は問題ありませんが、すでに使用しているということで、始末書が必要とみてきました。4番、中粕尾の農家住宅への転用の件は、今年の台風19号で被災し、家を建て替えるものです。問題ないと見てきました。

- ◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。
- ◎田島正男委員 1番、武子の件は、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎星野哲朗委員 2番、酒野谷の件は、8月総会で農振の用途区分変更で説明した通りで、いちごの品質と作業環境の向上を図るものです。トイレ設置により、いちご園への来客の利便性が上がると期待します。問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎荻原俊彦委員 3番、加園の件は、事務局及び現地調査員の報告のとおりです。すでに使用しておりますので、始末書付きで承認をお願いします。
- ◎廣瀬博委員 4番、中粕尾の●●さんは、台風19号で家も納屋も山からの土砂の流入と河川からの浸水で、居住ができなくなりました。浸水被害は以前にもあり、もうここには住めないと判断し、自分のニラ畑を転用して家を建てることになりました。問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。
- ◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。
- ◎事務局（星野主任主事）議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、引田における●●申請の工事現場用地への転用については、東と南を田、西と北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、草久における、●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と南を道路、西と北を畑、南を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番と4番は異なる土地の所有者からの贈与、売買のため別の申請となっていますが、いずれも下粕尾における●●さん申請の農家住宅のための転用です。一括して説明させていただきます。申請地は東と南を道路、西と北を田に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。5番から9番までは全て中粕尾における太陽光発電設備への転用です。申請場所は隣接していますが、太陽光発電設備設置の許可を個別に得ているため、申請も分かれています。5番は●●さん、6番は●●、7番は●●、8番は●●、9番は●●さんの申請です。一括して説明させていただきます。申請地は東を道路、西を山林、南と北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は全
-

て、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。10番、上永野における●●申請の太陽光発電設備への転用については、今年3月に申請し、保留・取り下げとなった件の再申請です。申請地は東と西と南を畑、北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（江俣伸一委員） 農地法第5条第1項の許可申請について、1番から4番を私、5番から10番を田島委員が報告します。1番、引田の件は、携帯電話の工事のための一時転用です。周囲の状況から問題ないと見てきました。2番、草久は、太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見てきました。3番と4番は関連しています。昨年の台風19号で被災され、それに伴い農家住宅を建てて、引っ越すということです。問題ないと見てきました。

◎現地調査員（田島正男委員） 5番から10番まで、現地調査の報告をします。5番から9番は隣接しており、関連していますので、一括して報告します。全て太陽光発電設備への転用で、農地は傾斜があり、篠竹が生えているなど、しばらく耕作していないようなところもありました。周囲の状況から問題ないと見てきました。10番、上永野の太陽光発電設備への転用は、道路より15mほど高いところにある農地です。ここは、3月に一度保留、取り下げとなりましたが、地元の理解が得られたため、再度申請となったということです。問題ないと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎川田武雄委員 1番、引田は、板荷に抜けるトンネルの入り口のところです。もともと更地の状態だったところで、地元推進委員と今後の工事の進捗について見ていきたいと考えています。2番、草久の太陽光発電設備への転用は、昔、小学校のあった裏地にあたります。傾斜のある所で、土砂災害区域を除いて、また、3段の段々畑になっていますが、下の2段のみの申請となっています。承認をお願いします。

◎廣瀬博委員 3番、4番の下粕尾の農家住宅への転用の件は、台風19号で堤防が崩れ、家や納屋に2mも水が入ったところで、もう住めない状態であるため、移転をするものです。3番は、親から息子への贈与で、4番は、隣に住む●●さんから農地の一部を買い受けるものです。問題ありません。5番から9番は、山と山の間になります。近くには農地も住宅もない場所で、問題ないと見てきました。承認をお願いします。

◎大森用子委員 18番、上永野の件は、事務局と現地調査員からも説明がありましたが、3

月の総会で保留となった案件で、近隣の方と話し合いをし、同意が得られたので、再申請となりました。申請地付近は、草も伸びて、イノシシのあけた穴もたくさん見られました。太陽光発電設備設置できれいになるかなと思います。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から10番について許可することに決定した。

◎事務局（山内主事） 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年9月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、6筆、10,808㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番、2番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時55分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年9月24日

議 長

署名委員

署名委員
